

社会福祉法人萌友福祉会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償 に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人萌友福祉会定款第10条の規定に基づき、役員及び評議員に対し支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めることを目的とする。

(役員及び評議員の報酬)

第2条 役員及び評議員の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 月額100,000円を支給する。
ただし、理事長からの申出により支給しないことができる。その場合には、理事長が理事会、評議員会又は監査に出席若しくはその他理事長の職務を行う場合は1回につき、5,000円を支給する。
- (2) 理事（理事長を除く。） 理事会又は評議員会に出席若しくはその他理事の職務を行う場合は1回につき、5,000円を支給する。
- (3) 監事 理事会、評議員会又は監査に出席若しくはその他監事の職務を行う場合は1回につき、5,000円を支給する。
- (4) 評議員 評議員会に出席又はその他評議員の職務を行う場合は1回につき、5,000円を支給する。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬の額が月額によって定められている者についての報酬は、任期の開始する日から支給し、任期満了、辞職又は失職の日まで支給する。

- 2 報酬の額が月額によって定められている者が死亡したときは、その日の属する月まで報酬を支給する。
- 3 報酬を支給する場合にあって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 前項に定めるほか、報酬の額が月額によって定められている者の報酬の支給方法は、社会福祉法人萌友福祉会の職員に対する給与支給の例による。

(費用弁償)

第4条 費用弁償は、役員及び評議員がその職務を行うため旅行した場合に支給する。

(費用弁償の種類)

第5条 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

(費用弁償の支給方法)

第6条 費用弁償の額の計算方法及びその支給方法は、社会福祉法人萌友福祉会の職員に対する旅費支給の例による。

(費用弁償の調整)

第7条 第2条に基づき報酬が支給（報酬が月額で支給される場合を除く。）される場合には、日当は支給しないものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年 6月13日から施行する。
- 2 社会福祉法人萌友福祉会役員の報酬及び費用弁償規程（平成25年4月1日）は、廃止する。